

令和元年 栗林公園秋のライトアップ委託業務基準仕様書

I 事業概要

- 1 ライトアップ期間 令和元年 11 月 22 日（金）～12 月 1 日（日）（10 日間）
（委託契約期間 令和元年 10 月 2 日（水）～12 月 25 日（水））
- 2 時間
 - 1) 閉園時間を延長して 21:00 とする。（11、12 月の閉園時間は 17:00）
 - 2) 照明の点灯時間は 17:00～21:00、入園時間は 20:30 までとする。
- 3 場所
栗林公園内のカエデ、マツ、イチョウを中心とした区域
- 4 臨時無料駐車場
 - 1) ハローワーク高松駐車場（高松市花ノ宮町）を開催期間中の土、日曜日（4 日間）臨時無料駐車場として使用する。
 - 2) 利用時間は、16:00～21:30、最終駐車場入場は 20:00 とする。

II 委託業務の内容

- 1 ライトアップ企画

開催期間中の 17 時から、園内通路や樹木（カエデ、マツ、イチョウを中心）の魅力を超最高に引き出せるよう効果的にライトアップし、多くの入園者に、お庭の国宝ともいべき特別名勝である栗林公園の品格・風格を感じてもらおうとともに、この季節ならではの幻想的な風景を楽しんでいただける演出とする。

 - 1) 入園者の安全性に配慮し、スムーズな動線となるよう、また紅葉の見どころを効果的に取り入れ、栗林公園の秋（紅葉）の魅力を超最大限に味わうことができるよう、コース案を受託者において作成すること。
 - 2) 和船の運航を夜間も行う予定なので、乗船場の照明、湖上からのライティング演出を計画に含めること。
 - 3) 掬月亭及び日暮亭をコース内に組み入れること。
 - 4) 讃岐民芸館は、閉館する。ただし、瓦館トイレは使用する。
 - 5) 商工奨励館本館、本館階上、東館、西館は開放する。なお、北館をイベント会場、北控室及び南控室をイベント出演者控室として使用する場合、ライトアップ期間中の土、日曜日を含めて 17 時以降から使用できる。
 - 6) コース設定及びライティング計画は、最終的に委託者と受託者が協議の上決定するものとする。
- 2 イベントの企画・運営

栗林公園の秋（紅葉）のライトアップの雰囲気超ふさわしいイベントを実施することで、より一層栗林公園の魅力超味わってもらおう。

 - 1) 栗林公園超ふさわしく、また秋のライトアップの雰囲気超ふさわしい、話題性超あつて集客力超あるイベントの企画及び運営超行う。
 - 2) 期間中の土曜日超含めて、イベント超実施すること（回数超は指定しない）。なお、音楽イベント超行う場合の音響超については、委託者超が所有する簡易な音響装置超や商工奨励館超保有の備品超を使用超してもよい。
 - 3) イベントの内容超は、契約前超に委託者超と協議超して決定超すること。

- 4) イベント開催日毎に本館前又は北館内に出演者用の舞台や鑑賞者用の椅子を設置し、イベント終了後に撤去すること。
- 5) 会場は、期間中商工奨励館本館入り口を使用する。ただし、雨天の場合は北館を使用する。
- 6) イベント出演者の控え室は、商工奨励館東館北控室、東館南控室を使用する。

3 会場等設営・運営管理業務

1) 灯具の設置及び管理

- (1) 設置場所：カエデ、マツ、イチョウ等を中心に委託者と受託者が協議のうえ決定する。照明器具配置図を事前に作成すること。
- (2) 設置期限：ライトアップ開始日の10日前17:00までに配線及び灯具配置を終えること。
- (3) 設置条件：電源となるキュービクルの最大容量及び方式は次のとおり。

箇所	最大容量	方式
商工奨励館裏キュービクル	75KVA	単相三相3線方式
日暮亭キュービクル	30KVA	単相のみ
造園課キュービクル	30KVA	単相三相3線方式
観光事務所キュービクル	50KVA	単相三相3線方式

ただし、イベント（夜店を含む）、休憩所電灯等で使用する電力量を含む。

※使用時の電気容量測定等については、四国ビル総合管理株式会社に測定を依頼し、容量配分、結線処理等において停電、漏電、火災等の危被害防止対策を十分に行うこと（測定にかかる費用は受託者負担とする）。

- ① キュービクルの使用電力については委託者負担とするが、使用電力量が最大容量を超える場合の低音型発電機等による代替処置に要する経費は、受託者負担とする。
- ② 委託者が所有する灯具・電球等（別紙照明・灯具在庫一覧表のとおり）を優先使用し、経費節減に努めること。なお、電球等の追加材料については受託者において準備すること（経費は受託者負担とする）。また、委託者が所有する灯具数量以上の演出を図る場合も同様とする。その場合、灯具の種類、色、形等について、事前に委託者の承認を得ること。
- ③ 設置に際しては、樹木や工作物を損傷しないとともに、灯具が入園者の観賞の視界に入らないよう、また美観を損ねないよう極力配慮すること（設置位置については、委託者と現地協議の上決定すること）。
- ④ 主ケーブルが園路を横断する箇所については、最短距離を浅く埋設するものとし、また、芝生地等に転がし配線をする場合においても垣根沿いに配線するなど、美観を損ねないよう配慮するとともに、入園者の通行の障害にならないよう安全面に配慮すること。
- ⑤ 試験点灯時及びライトアップ期間中に照明対象の紅葉状況により、主ケーブルの配線替えを伴わない照明器具の移動等が生じる場合、その経費については受託者負担を原則とする。
- ⑥ 東門と北門に委託者が所有する提灯（和紙貼）及び提灯台（計4台）を設営期間中点灯させること。

2) 園路照明の設置及び管理

(1) 設置材料

園路照明として委託者が所有するものは、園路灯の材料（竹、ワーロン紙、電球、灯具）（別紙照明・灯具在庫一覧表のとおり）であり、その組み立てに要する水引、テープ等の消耗品及び電球、電線等の追加材料及びワーロン紙50枚分については、受託者において用意すること（購入可。経費は受託者負担）。また、委託者が所有する灯具以外の演出を図る場合も同様とする。

(2) 設置場所

照明配置間隔は、概ね 8m～10m とするが、入園者の安全な通行に対しての照度を確保したものとする。また、安全な通行に支障のある園路や石段箇所などの箇所においては、より照度を確保すること。なお、既存工作物への結束や、杭による設置等設置方法及び設置する高さ等については、結束材を含め、委託者に事前説明の上、承認を得ること。

(3) 補助灯の設置

建物入口や夜間使用するトイレ周辺などに、足元灯を配備すること。

(4) 備考

期間中の園路照明について、風雨等の影響により損傷したものまたは景観を損ねるものは交換または補修すること（経費は受託者負担とする）。

3) その他照明器具の設置及び管理についての留意事項

(1) 東門及び北門総合案内所の照明を行うこと。

(2) 北門入園券売場窓口外部を投光器で明るくすること。

(3) 期間中、商工奨励館本館及び東館前に飲食物の出店が予定されているため、屋台用で使用する電源を確保すること。飲食物の営業はライトアップ開始時間前から行うため、ライトアップ用電源とは別とすること。

(4) 同即売テント部の照明を行うこと。照明用電源はライトアップ用電源とは別とすること。

(5) 同即売テント前面の飲食場所の照明を行うこと。照明用電源はライトアップ用電源とは別とすること。

(6) 照明用のポールを設置する場合には、青竹等を使用し意匠に配慮すること。

(7) 照明の工作物への結束等については、シュロ縄等を使用し意匠に配慮すること。

(8) 配線工事には幹線工事、配電盤、二次側配線を含むものとする。

(9) 安定器等については、既存の木製ボックスで覆い、防水、景観に配慮すること（ボックスが不足する場合は、受託者において用意すること。（製作または購入可。経費は受託者負担とする））。

(10) 園路等人目に触れる部分のケーブルの色は黒とする。

(11) 分電盤は景観に配慮し、設置場所はできるだけ目立たない場所に設置すること。

(12) 園路照明用電線については受託者において用意すること（購入可。経費は受託者負担とする）。

(13) 主ケーブル及び不足ケーブルについては受託者において用意すること（リースまたは購入可。経費は受託者負担とする）。

(14) 支給品の照明関係資材は、園内（造園課倉庫）に保管している。

(15) 期間前に必ず委託者が別途指示する日に 2 回試験点灯を行い、委託者と灯具や園路照明等の設置位置や方法について確認し、承認を得ること。その際、設置位置や方法に問題がある場合は、変更を求めることがある。

(16) 開催期間中、照明器具・電気配線等の設置状況に危険箇所がないか随時点検し、必要に応じて補正すること。

(17) 東門券売所及び隣接地において新たに設置する当日券の販売所に照明器具を設置する。

(18) 園内入園者へのイベント等の案内及び退園誘導などの放送をすること。放送内容については、別紙「令和元年栗林公園秋のライトアップ園内放送原稿（例文）」を参考として、協議して決定する。また、音響設備が風雨等の影響により破損したり景観を損ねるものは交換または補修すること。（経費は原則受託者負担とする。）

(19) ハローワーク高松駐車場への車両の進入及びハローワーク高松駐車場からの車両の退出については、現在の平日昼間の運用と同じルートとすること。

- (20) ハローワーク高松駐車場内に利用者の安全確保のため照明を5ヶ所以上設置すること。ただし、同駐車場内に照明用電源が無いので、電源不要な照明器具（充電式灯光器）とすること。また、照度については、近隣への迷惑にならないよう配慮すること。ライトアップ期間中の照明器具の保管場所は、栗林公園観光事務所とする。利用者への照明は、利用時間の15分前までに、栗林公園観光事務所より持参し設置すること。また、利用時間終了後は撤去し、栗林公園観光事務所に返却すること。

4) ライティングの監修

- (1) ライティングに関し、外部の専門家等に監修を受けることも可能である。
- (2) 監修者を置いた場合は、氏名等を公表することがある。
- (3) 監修者を置く場合であっても、公園施設や樹木の保護、入園者の安全性及び公園管理の都合により変更等を要求することがある。

※専門家等とは・・・ライティングに関し、資格保有者又は職業として実務経験のある者、若しくはライティングデザイン等について研究している研究機関等

5) 会場案内等看板の作成・設置及び管理・撤去等

看板の作成に当たっては、委託者と事前に相談すること。

(1) 広報用大型看板

- ① ライトアップ開始の20日前から国道11号へ向けた大型広報看板を設置すること。
- ② デザインを事前に協議すること、調整幅は相談すること。
- ③ 設置期間中は夜間照明を当てることとし、ライトアップ期間終了後に撤去すること。

(2) コース案内図

- ① ライトアップ期間中毎日、東門と北門の総合案内所及び園内の最低2箇所以上に、園内全体のコース案内図を見やすい大きさに作成して設置し、閉園後撤去すること。
- ② コース案内図の照明は、判読するために十分な明るさで行うこと。

(3) 誘導看板

- ① ライトアップ期間中毎日、コースの順路、見所地点などを示す看板を園路沿いに設置し、閉園後撤去すること。
- ② 常磐橋から入園した者がスムーズに迷うことなく入園できるように入口に誘導板を設置する。
- ③ 和船乗船場についての案内看板については、園内に最低5箇所以上設置して、照明を付ける等の方法で各方向から見ても判りやすいものにする。また、乗船口付近は安全に配慮した看板と照明にすること。
さらに、待合スペースまで照明が届くよう配慮すること。
- ④ 設置箇所は事前に配置図を作成し、委託者の承認を得ること。
- ⑤ 看板の照明を行うこと。
- ⑥ 必要に応じ、設置箇所の変更や追加を求める場合がある。

(4) トイレ誘導及び表示看板

- ① ライトアップ期間中毎日、園路沿いにトイレへの誘導看板、トイレへの分岐点に表示看板、トイレ前にトイレ表示看板を設置し、閉園後撤去すること。（ただし、通行等の支障にならないものについては、委託者の承認を得て存置しても良い。）
- ② 設置に際して、観賞の妨げとならないよう、また美観を損ねないよう配慮すること。
- ③ 必要に応じて看板の照明を行うこと。
- ④ 必要に応じ、設置箇所の変更や追加を求める場合がある。

(5) ゴミ箱の製作・設置

- ① 指示する園内2か所にゴミの分別収集用のゴミ箱（（サイズ W55cm×D75cm×H60cm程度を10個以上）形状等は栗林公園の秋のライトアップに相応しいものとする。）を製作

して設置する。

- ② 必要に応じてゴミ箱の照明を行うこと。
- ③ ゴミの自宅などへの持ち帰りを促すような工夫を提案すること。

(6) 大のぼり（支給品）

- ① 東門前常磐橋に委託者が所有する大のぼり（2基）及び北門にのぼり（小）を設置すること。
- ② 設置のための支柱は受託者において用意すること（リースまたは購入可。経費は受託者負担とする）。
- ③ 設置に当っては、強風等で倒れたりすることのないよう、橋の柱に固定すること。
- ④ 設置場所及び固定方法について、委託者の確認及び承認を得ること。

(7) 上記看板等の撤去

- ① 期間終了後、上記看板及びのぼりを撤去し、支給品については委託者の指示に従い園内の指定する場所へ整備・整理して収納すること。
- ② 雨天時は、委託者が指定する場所へ移動させること。
- ③ 大雨や強風時は、委託者の指示に従い、イス・テーブルを折りたたみ、安全な場所に保管すること。

(8) 臨時無料駐車場

- ① ハローワーク高松駐車場（高松市花ノ宮町）を、ライトアップ期間中の土、日曜日は、臨時無料駐車場とするため、利用者に対しわかりやすい照明付きの案内看板を、同駐車場に3か所以上設置すること。ライトアップ期間中看板の保管場所は、栗林公園観光事務所とする。ただし、ハローワーク高松の許可が得られた場合には、駐車場内の利用者に支障のない場所に置くことができる。
- ② 利用者に対する案内看板は、利用時間の15分前から栗林公園観光事務所より持参し設置すること。また、利用時間終了後は撤去し、栗林公園観光事務所に返却すること。

6) 会場警備・案内等管理

(1) 警備員（警備専門職）

- ① 人員数は会場においては1日あたり3名以上とするが、ハローワーク高松駐車場を臨時無料駐車場として使用する日（土、日曜日）は1日あたり6名以上とする。
- ② 配置日はライトアップ開催期間中の毎日とする。ただし、ハローワーク高松駐車場には、土、日曜日のみの配置とする。
- ③ 業務時間は16:45～21:45を基本とするが、ハローワーク高松駐車場においては、15:45～21:45とする。
- ④ 配置場所はコース内の分岐点の多い箇所に配置して適宜巡視を行う。土、日曜日は、ハローワーク高松駐車場にも配置する。また委託者に配置場所の事前説明を行い、承認を得ること。
- ⑤ 業務内容
 - ア 立ち入り禁止区域への立ち入りがないうように監視をする。
 - イ 橋や水際などについては事故が発生しないよう監視する。
 - ウ 定められた喫煙箇所以外での喫煙が無いよう監視する。
 - エ 飲酒を伴う入園者による事故事件等が発生した場合には、委託者と現地対応にあたる。
 - オ 緊急（事故等）時には直ちに委託者に知らせて、その指示に従い緊急対応を行う。必要な場合は消防署、警察等に連絡を行う。
 - カ 入園者にコース順路やトイレ場所等の案内を行う。また、園内（トイレ内を含む）のゴミ等の汚れに注意し、ゴミ等の汚れがあれば処理を行う。

- キ 車イス利用者等介助の必要な入園者の誘導や、坂道、段差における介助に努める。
- ク 閉門時間（21 時）前後において、入園者の退園誘導を行う。
- ケ 閉門時間から 21:30 までの間の残っている入園者の退園誘導及びゴミの収集を行う。
- コ 入園者に「いらっしゃいませ。」「足元にご注意ください。」「ごゆっくりお楽しみください。」などの接客を行う。
- サ 服装、懐中電灯等装備については、委託者と協議すること。
- シ ハローワーク高松駐車場を臨時無料駐車場として使用したときは、同駐車場内のゴミ等収集及びゴミ等の処理をする。

(2) 案内所要員（学生アルバイト可）

- ① 人員数は1日あたり2名以上とするが、ハローワーク高松駐車場を臨時無料駐車場として使用する日（土、日曜日）は1日あたり3名以上とする。
- ② 配置日はライトアップ開催期間中の毎日とする。
- ③ 業務時間は16:45～21:45とする。（ハローワーク高松は、15:45～21:45）
- ④ 配置場所は公園内総合案内所（東門・北門）、ゴミ箱前等とする。
- ⑤ 業務内容は下記のとおり。
 - ア ライトアップコースのチラシ配布
 - イ コース案内、トイレ案内、その他交通機関等について入園者に対して案内をする。
 - ウ 随時、自転車の整理をする。
 - エ 園内（トイレ内含む）のゴミ等収集及びゴミ等の処理をする。
 - オ 入退園者に「いらっしゃいませ。」「ごゆっくりお楽しみください」「ありがとうございました。」などの接客を行う。
 - カ ハローワーク高松駐車場を臨時無料駐車場として使用したときは、駐車のため入場してくる者に駐車場の説明文を手渡す。また、駐車台数を業務終了後に委託者に報告する。
 - キ ハローワーク高松駐車場内のゴミ等収集及びゴミ等の処理をする。
- ⑥ マニュアルは栗林公園観光事務所が、事前に園内説明会を開催するので、警備員及び案内所要員は参加すること。所要時間1時間程度（予定）

(3) 飲食物屋台の出店について

- ① ライトアップ開催期間中、商工奨励館本館前に飲食物屋台の出店の企画をすること。
- ② 受託者において現地の確認後、飲食物屋台のためのテント設置数を決定し、委託者の承認を得ること。

(4) 飲食物屋台のテント等について

- ① 飲食物屋台のテントは、防災加工用のテント（1.8m×1.8m 以上）を店舗用（作業場用）に5基、飲食場所用に4基を設置すること。
- ② テントは受託者において準備するものとし、準備する経費については受託者負担とする。
- ③ 飲食場所用テントには、屋外用机と屋外用パイプ椅子を設置すること。
- ④ 机の表面、椅子の座面はお客様に不快感を与えないよう清掃する。

(5) バリケード設置及び撤去

- ① コース外の立ち入り禁止区域への進入を防ぐため、「立ち入り禁止」と表示したバリケードを設置し、必要に応じてロープを設置する。
- ② バリケードは受託者において準備することとし、リース料等経費は受託者負担とする。
- ③ 設置時間は17時から21時であり、撤去は21時を超えて行う。
- ④ 設置箇所は園内通路分岐点でライトアップ時にはコース外になる進入口箇所である。

⑤ コース途中に歩行が危険（樹木の根の張り出し等）だと思われる場合、また園路照明だけでは、安全な通行に支障があると思われる場合は、必要に応じてロープ等を設置し一部通行できないようにする等の安全対策を講じること。

⑥ 閉園後に、毎日撤去し、日中の来園者の邪魔にならない安全な場所に保管すること。また、保管場所については事前に委託者の承認を得ること。

7) 広報、広告に関する業務

(1) A3 サイズ二つ折り、両面刷りのカラーチラシ日本語版（ライトアップの写真、ライトアップ開催中のすべてのイベント、コース案内図、臨時無料駐車場、栗林公園のインフォメーションは確実に記載する。）を作成して、50,000 枚印刷すること。チラシは、委託者が指定する送付先に発送する。（発送先（予定）は、説明会で配布する。）

(2) 外国人向けに、委託者が提供するデータに基づいた A4 サイズ片面カラーチラシを作成し、英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、韓国語版を各 1,000 枚、合計 4,000 枚印刷すること。（発送先（予定）は説明会で配布する。）

(3) B2 サイズポスターを作成して、600 枚印刷すること。委託者が指定する送付先に発送すること。（発送先（予定）は、説明会で配布する。）

(4) チラシ・ポスターの納期限は、別途指示するものとする。

(5) 効果的な広報媒体・方法を提案すること。

(6) SNS、WEB を使った広報を実施すること。

III 法令等の遵守

受託者は雇用者及び使用者として、労働関係法令を遵守すること。

IV その他の事項

1 かがわエコイベントマニュアルを踏まえ省エネルギーやゴミの少量化など環境に配慮したイベントになるよう努めること。

2 業務の実施にあたっては、この仕様書に明記されている内容を遵守し、人員配置等計上される人員数を下回ってはならない。

3 ライトアップ開催期間中、照明点灯開始前から照明の消灯時まで、次の担当者が公園内に常駐すること。

1) 総括責任者

当該業務全般を把握しており、警備員等人員配置などの指示（下請け不可）、また緊急時に対応ができる者 1名

2) 電気（設備）関係に精通した技術者

照明器具等に故障等が発生して消灯した場合に、早急に緊急対応（応急処置または完全復旧）できる技術者 1名

4 照明器具の設営等作業工程については、安全対策を行い、時間的に十分余裕を持ち無事故で行うこと。

5 コース設定、照明器具配置、イベント実施内容等について、企画案を尊重するものであるが、公園施設や樹木の保護、入園者の安全性及び公園管理上により変更等を要求することがある。

6 受託者において、業務の一部を他の業者へ再委託する場合は、再委託先、再委託期間、再委託する業務内容等について、事前に書面により委託者へ申請し、承認を得ておくこと。

7 ライトアップ風景の写真撮影をすること。（昼間、夕方照明点灯時、夜間各 20 箇所以上、電子データで提出）なお、本契約に基づき委託業務によって得られ、成果報告書で成果として確定された著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）については、委託者に帰属するものとする。また、当該著作物を創作した受託者に所

属する職員に対し、著作権法第 18 条から第 20 条に規程する著作者人格権を行使しないよう義務付けるとする。

- 8 近隣の駐車場マップの作成及び配付（広報活動）、看板を駐車場入り口 2 か所に設置して迷惑駐車対策をする。

V 成果物等の提出

1 契約締結後

- 1) 詳細工程表
- 2) コース図（変更のある都度）
- 3) 照明器具配置図（変更のある都度）
- 4) バリケード、看板等及び警備員配置図（変更のある都度）
- 5) 監修者の指示記録（指示のあった都度）（監修者を置く場合）
- 6) 連絡系統図
- 7) その他委託者が別途指示するもの

2 業務完了時

- 1) 令和元年委託業務完了報告書（照明・灯具在庫状況の報告含む）
- 2) 記録写真（イベント、器具配置状況等）
- 3) ライトアップ風景の写真 60 点以上（電子データを収納した CD-R 又は DVD-R、日中、夕方、夜間各 20 箇所以上）
- 4) 請求書